

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ユニバーサルサービス政策委員会（第55回）・
ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関する
ワーキンググループ（第12回）合同会合
議事概要

1. 日時：2026（令和8）年9月16日（水）10:00～10:38

2. 場所：Web会議による開催

3. 出席者：

（1）委員：

※印はユニバ政策委のみの構成員。☆印はワーキンググループ（WG）のみの構成員。無印は両会合兼任

大谷和子《ユニバ政策委》主査（株式会社日本総合研究所 アドバイザー）

高橋賢《ユニバ政策委》主査代理（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授）

関口博正《WG》主査（神奈川大学経営学部教授）☆、

相田仁《WG》主査代理（東京大学特命教授）☆、

藤井威生委員（電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授）、

春日教測専門委員（東洋大学経済学部教授）、

長田三紀専門委員（情報通信消費者ネットワーク）、

三友仁志構成員（早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）☆

（2）オブザーバー

株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社

（3）事務局（総務省）

平松寛代基盤整備促進課長、佐野太南基盤整備促進課企画官、

本村優希基盤整備促進課課長補佐、廣瀬謙基盤整備促進課課長補佐

【事務局】

それでは、定刻となりましたので、会議開始に先立ちまして、事務局から御案内をさせていただきます。

本日はオンライン会議による開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には冒頭にお名前をお伝えいただきますよう、お願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、併せてお願いいたします。

なお、構成員の皆様におかれましては、音声がつながらなくなった場合にはチャット機能などを必要に応じて御活用いただきますよう、お願いいたします。

それでは、これ以降の進行は大谷主査にお願いしたいと存じます。大谷主査、お願いいたします。

【大谷主査】

おはようございます。大谷でございます。

それでは、ただいまから第55回情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会及び第12回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループの合同会合を開催いたします。

それでは、まず事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。議事次第、資料1から3を構成員の皆様には事前に送付しております。また、傍聴されている方には資料を掲載している総務省ウェブサイトをお案内しております。

以上でございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。それでは、早速、議事に入らせていただきます。

本日の議題ですけれども、最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方三次答申（案）につきまして、これまで35日間にわたって意見募集を行ってまいりました。そこで提出された御意見と、それに対する考え方案について、事務局から説明

していただきまして、その後に意見交換に入りたいと思います。

それでは、まず事務局からの御説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。三次答申（案）に対する御意見やそれに対する考え方の案につきまして、資料1に沿って御説明をいたします。

資料に入ります前に、本答申（案）の経緯でございますが、本年6月23日にこの委員会でお取りまとめをいただいた三次報告書の案につきまして、7月21日の電気通信事業政策部会におきまして、大谷主査から御報告をいただきまして、審議の結果、三次答申（案）として了承されまして、意見募集を行ったものでございます。

資料1ページ目でございますけれども、本件につきましては、7月22日から8月25日まで意見募集を行いまして、意見の提出数としては16件となっております。

なお、いただいた御意見の内容を、項目ごとに細分化して整理しましたところ、全体としては65項目の御意見がございました。

2ページ目に参りまして、ここから具体的な御意見と考え方を御説明してまいります。非常に多岐にわたる内容となっておりますので、時間の兼ね合いもございますので、傾向やポイントとなる部分などを中心に御説明できればと思います。

まず、こちらの第2章ですけれども、いわゆる「モバ固」、「ワイ固」の関係でございます。意見1から4がモバ固の関係となっております。

意見1は、NTT東西様から御賛同をいただいております。

意見2は、個人の方からでございますが、真ん中あたりですけれども、利用者が従来のメタル固定電話と同等の緊急通報性能があると誤認した場合に、緊急時の安全上の不利益につながるおそれがあるとの問題意識をいただいております。その上で、契約時の説明等において分かりやすく周知することをガイドラインなどで義務づけるべきとの御意見ですとか、位置情報の具体的な時期を示すべきとの御意見をいただいております。こちら、右側ですけれども、1つ目の丸のほうで、まずはこれまでの議論の前提をお示しつつ、2つ目の丸ですが、現行のガイドラインのほうで、品質の違いなどの周知方法等が既に現行のガイドラインで認可の審査事項とされているところをお示ししてございます。具体的な時期につきましては、丸の3つ目ですけれども、今後の参考としてございます。

意見3がKDDI様からでございますが、方向性としては御賛同いただいております、そ

の上で、NTT東西において、無線方式への過度な依存が生じないように検証を行うことが必要との御意見をいただいております。こちら、右側でございますけれども、固定電話サービスの移行円滑化委員会におきまして、定期的な報告を求めることとしておりますので、まずその点をお示ししてございます。また、後半の御意見ですけれども、緊急通報の機能の実現はシステム開発などに大きな影響を及ぼす可能性があるということから、あらかじめ関係事業者の意見を十分に聴取するなど、慎重に議論を進めることが必要との御意見をいただいております。

意見4のソフトバンク様からも、十分な検証を、との御意見をいただいております。これらの点につきましては、今後の参考となるものですので、そのように受け止めさせていただきます。

意見5からがワイヤレス固定ブロードバンドの共用型の関係でございます。意見5がドコモ様からでございます。サービスの品質ですとか対象区域など、多岐にわたる事項について制度検討が必要、といった御意見であります。そういった背景を踏まえまして、結論のところが最後の行ですけれども、令和9年度からの開始を必ずしも前提とせず、事業者による運用準備が整った段階で開始することを要望する御意見をいただいております。こうした御意見を踏まえまして、右側の丸のまず1つ目で時期の考え方を振り返りつつ、2つ目の丸ですけれども、関係事業者等からの意見も考慮しつつ、丁寧に検討、というふうにしてございます。

意見6のKDDI様も、方向性は賛同をいただきつつ、令和10年度の導入を前提としないようにという御意見でございます。先ほどの時期の考え方と同様でございます。

意見7のソフトバンク様からですけれども、システムや運用業務の複雑化を意識された御意見でございます。

意見8のNTT東西様も、できるだけ早期に、としつつ、後半の部分では、役務提供確認との兼ね合いで、事業者間での検討に時間を要することも考慮、といったところをお示しいただいております。

そして、意見9のオプテージ様からも、品質担保の在り方など、複雑多岐にわたる検討が必要との問題意識をいただいております。右側ですけれども、これらはいずれも丁寧な議論を進めることが適当としてございます。

ここまでの第2章でございます。続きまして第3章でございます。いわゆる最終保障提供責務の関係でございます。

意見10が個人の方からでございまして、真ん中あたりの（１）ですけれども、例えばWeb受付だけではなくて、電話や紙面による受付窓口の設置を必須とすべきといった御趣旨の御意見をいただいております。こちらは、右側では本答申（案）で言及のある箇所を改めてお示ししております。また、提供の求めに関する標準的な申請様式のような運用方法のアイデアについて、（２）の部分で御意見をいただいております。こちらも右側では運用の参考とさせていただきつつ検討としております。

続きまして、意見11がKDDI様からでございまして、方向性は御賛同いただきつつ、交付金の対象範囲に関する御意見をいただいております。この点、参考としてございます。

意見12がオプテージ様からでございまして、方向性は御賛同いただきつつ、真ん中あたりではPDCA的な御意見をいただいております。そちらは継続的に検討することが適当としてございます。意見の後半では、運用方法のアイデアなどもいただいているところでございます。

意見13がNTT東西様からでございまして、まず、上段では運用体制を整理していくとの意気込みをいただいております。中段では、事業者間連携ツールの位置づけに関する御意見をいただいております。こちらは右側のほうで、答申（案）の注釈で記載がございますので、そちらを改めてお示ししております。下段ですけれども、事業者間での解決が困難な場合に、総務省による指導を要望されている御意見でございまして、また、そうした場合に最終保障提供責務の履行要否の判断、利用者への提供可否の回答、そういった部分が保留せざるを得ないのではないかといった御趣旨の御意見でございます。この点、5月の会合の議論を踏まえますと、右側の丸の3つ目ですけれども、まずは必要に応じて総務大臣が電気通信事業法に基づく一般監督権限に基づきまして報告徴求等の対応を行うことが適当ということになりますし、その上で最終保証電気通信事業者においては、当該報告徴求等を踏まえながら、利用者への通知を含めて、適切に役務提供確認等の対応を行うということになろうかと存じます。その上で、最終保障電気通信事業者において、利用者に対して進捗の説明などを随時行うことが、利用者保護の観点からは望ましいという点も付記してございます。

続きまして、意見14がソフトバンク様からでございまして、PDCAですとか、あとは行政を含む周知が重要との御意見でございます。

意見15がKDDI様からでございまして、前半では方向性について賛同いただきつつ、後半では運用方法のアイデアをお示いただくものとなっております。なお、後半で一括し

て通知という御意見をいただいております。この一括の意味合いについては、様々な捉え方、読み方があるかと思われます。事務局としては、地方公共団体からの提供の求めに関する文脈と認識をしてございますので、念のため、右側の丸の3つ目におきまして、あくまで個々の地元住民の求めの内容に応じて対応することが前提という点を付記してございます。

続きまして、意見16がNTT東西様からでございます。今し方の意見とセットといいますか、対になるようなものでございまして、こちらは個々の地元住民との間で直接やり取りを行う必要があるという御趣旨の御意見でございます。これは御意見のとおりでございます。丁寧なやり取りを進めていただくことが重要というところを記載してございます。

意見17がオプテージ様からでございます。役務提供中に提供を終了できる、いわゆる正当な理由の解釈に関する御意見になります。こちら、事前に場所ごとの調査などを行って、場所ごとの提供可否の判断をされているとのことでございます。そうした事前の調査や判断も、正当な理由として扱うことが適当とすべきという旨の御意見でございます。こちら、右側ですけれども、まずは正当な理由の類型をお示ししつつ、丸の2つ目ですけれども、やはり離島ですとか山間部などの条件不利地域におきましては、どうしても個別具体的な検討は必要になろうかと思っておりますので、その点、個別に判断というところは補足をさせていただいております。

意見18がNTT東西様から、PDCA的な御意見でございます。

意見19もNTT東西様からで、前半では、「特にやむを得ない理由」はすべからく「正当な理由」に該当するものと整理すべきとの御意見でございます。基本的には該当し得るとしつつも、やはり時制が異なる別の概念ではございますので、後半のところ、個別具体的というところは補足をさせていただいております。また、御意見の後半の部分はいわゆるPDCA的な御意見でございます。この後、PDCA的な御意見が幾つか続くところでございます。

解釈論に関わる部分など、補足が必要なものを御紹介できればと思いますが、少し飛びまして、意見26でございます。こちら、オプテージ様からでございます。協定等の細目の考え方に関する御意見になります。前半は賛同をいただきつつ、後半ではいわゆる総務大臣による裁定の手の関係でございます。これが金額の多寡のみで安易に発動しないようにという御趣旨の御意見でございます。この点、そもそも裁定手続につきましては、当事者間の協議が調わないときに発動するものであるといった、まずはその制度の基本的

な考え方を、右側の丸の2つ目で記載してございます。そのうえで、丸の3つ目ですけれども、当然ながら、金額の多寡だけで何かいきなり発動するということではなくて、一般論としては、固有の事情や実態を踏まえた話合いが十分に行われることを基本とするものと、お示ししてございます。

続きまして、第4章、交付金の関係でございます。まず、意見27は、NTT東西様から、総論的な部分で御賛同いただいているものでございます。

意見28が個人の方からでございまして、国民負担ですとかユニバーサルサービス料の影響に関する御意見となつてございます。こちら、右側ですけれども、まず本答申（案）では、料金や金額の規模に関して、23ページのところで基本的な考え方をお示ししてございまして、総務省においては、実際のユニバーサルサービス料の推移を注視しながら、過度な負担の水準とならないよう、交付金制度の検討・整備を進めていくべきというふうにしてございます。こちらを改めてお示ししているものでございます。

その後のページでも、規模感に関する御意見を、事業者の皆様からも多数いただいております。こうしたものにつきましては、いま申し上げた部分の発想に立ち返るものとなるかと思えます。例えばですけれども、意見29のKDDI様、意見30の日本ケーブルテレビ連盟様の御意見ですと、総論は賛同いただきつつ、まさに今のような金額の規模感に関する御意見でございますので、同様に、過度な負担の水準とならないようという観点のところを改めてお示ししているところでございます。

補足が必要なところとしては、飛びまして意見35、NTT東西様からでございまして、総論的に御意見をいただいておりますが、最後の辺りにございますように、2σの撤廃ですとか、4.9%の措置の見直しをするという方向性について、方向性としては御賛同いただいております。

意見36もNTT東西様からの御意見でございまして、LRICを見直して実際費用方式にすべきとの御意見でございますけれども、こちらは右側で、答申（案）のとおり、現在でも、いわゆるLRICに一定の合理性があることをお示ししてございます。

その後も、交付金の章ということで、御賛同ですとか、金額の規模感に関する御意見などが続いております。補足すべきものといいたしましては、例えば意見44、KDDI様からの御意見でございまして、前半は御賛同いただいております。ページ区切りの少し前の辺りですけれども、地域事業者のみならず、全国事業者に対しても補填を行うことは慎重にすべきという旨の御意見でございます。こちら右側ですが、まず今後の制度では、第二種適

格事業者の判断によって、担当支援区域の指定の解除申請、いわゆる手挙げ、手下げが可能になるという世界観になってございます。仮に御意見の発想を踏まえて、例えば、前年度の日本全国における全体の収支が赤字のものに限るとか、そういった制度設計にしてみますと、その区域の指定の解除申請が行われ得るといった、要はインセンティブの観点からのおそれもあるところでございます。このように広域の事業者かどうかで差異を設けることは適当ではないといったお返しをしております。

続きまして、意見45がNTT東西様からございまして、こちらは、前半は御賛同いただいております。後半では、交付金の対象として、今後、いわゆる公設設備譲受時ですとか、あとは次のパラグラフですと民設の海底ケーブルですとかいったものも対象とすべきといった御意見でございまして、こちらは今後の参考としてございます。

その後も金額の規模感ですとかPDCAの御意見がございまして、意見48がオプテージ様からございまして、カバー率に関しまして、これまでの世帯数だけではなく事業所数も勘案するという議論がございましたけれども、その点について慎重に、との御意見をいただいております。御意見の後半にありますように、区域内の事業所の総数の把握方法も現時点では明らかではなくて、新たな調査報告の負担といった観点でございます。受け止めといたしましては、右側で答申（案）の中でも議論されてきたカバー率の観点を改めてお示ししておりますけれども、今後の具体的な進め方において参考になる部分があるかと思っておりますので、御紹介をさせていただきました。

その後も、いわゆる手続の効率化の観点ですとか、負担の軽減に関する御意見ですとか、あとはPDCA的な御意見をいただいております。

少し飛びまして、意見51ですけれども、NTT東西様から、いわゆる制度解釈的な御意見でございまして、設備の故障ですとか料金未納などにより役務提供の中断・停止を行っている間についても補填の対象とすべきといった御意見でございまして、こちらは右側ですけれども、答申（案）のとおり、責務としての提供が継続していたならば通常補填される範囲内で、一定の期間、継続して第二種交付金の算定対象とすることが適当、としてございますので、こちらを示しつつ、事情を勘案しながらではありますが、対象とすることが適当としております。

その後も、おおむねPDCA的な御意見ですとか御賛同の御意見をいただいておりますが、意見54のKDDI様からは、前半で御賛同をいただきつつ、後半で、交付金額が過大とならないようにという観点で、例えばですけれども、一定期間経過後に実績を踏まえて精算する

仕組みといったものも御提案いただいております。こちらですけれども、右側ですが、やはり現行制度以上に、細分化した単位での設備量などの把握ですとか、按分計算とかいったものが必要になってきますと、事業者の事務上の負担が大きくなりまして、結果的に複数の電気通信事業者が最終保証提供責務を含めたブロードバンド環境整備の担い手として手を挙げやすくするという、そもそもの目的の妨げとなるおそれがあることから、慎重に考えるべきものとしてございます。その上で、答申（案）でも言及されているように、サンプリング調査などが適当としております。

その後ろは、手続論ですとかPDCAに関する御意見をいただいております。

ここまでが第4章でございまして、第5章です。29ページでございしますが、この「おわりに」ですけれども、意見57で楽天モバイル様から、制度の持続性ですとか交付金の対象範囲に関する御意見をいただいております。

次の30ページに参りますと、その他の御意見ということで、特定の章にはひもづかないものとなってございますけれども、いずれにせよ、三次答申（案）に関係する部分については、右側の欄でそれぞれ考え方を示してございます。時間との兼ね合いで、この場での個々の御紹介は割愛させていただきますが、その他の御意見としていただいております。

主な御意見としてはこのような内容でございまして、事務局としましては、三次答申（案）の修正を要するような御意見はないものと考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【大谷主査】

御説明ありがとうございました。16件の意見とはいいいましても、それぞれに重厚な御意見を頂戴していたと思います。関係された事業者の皆様には御礼申し上げたいと思います。

それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして、皆様との意見交換に進んでまいりたいと思います。御意見のある方は、チャット欄を御利用いただきたいと思います。特にこの部分からということではなく、全体にわたって御意見、御質問いただいて差し支えないと考えておりますので、どなたからでもいかがでしょうか。

少し時間稼ぎにお話ししたいと思いますが、やはりこの考え方の欄に記載すべき事項ですね。答申（案）の中に質問があることを、また意見があり得ることを予測してというわけでは必ずしもないですけれども、かなり丁寧に書き込んでいたことをそのまま引用した

形でお伝えすることができまして、この考え方の整理、御意見に対するものというのは、後日も大変役に立つ資料となるのではないかというふうに私のほうでは受け止めていたところでございます。

御意見、御質問につきましては。それでは、長田委員、よろしくお願いいたします。

【長田専門委員】

長田です。ありがとうございます。

今、主査が御整理くださったみたいで、回答をとて丁寧に総務省のほうで準備していただいたなと思っています。ただ、思いましたのは、様々な意見、それぞれ関係する事業者の皆さんから、個人の方からも御意見いただいていますけれども、いろいろ寄せられているのは、普通の一ユーザーというか、普通の国民にしてみれば、やはりなかなか難しい制度なんだなというふうにも思いました。ですので、これをきちんと運用されていく段階においては、より分かりやすい言葉で、より丁寧に一人一人の国民に伝えていくということも大切だなと思いましたので、今後こうして欲しいという御要望ということになりますけれども、そのことはお願いをしたいなと思いました。

以上です。

【大谷主査】

コメント、御要望として承りたいと思います。

これまでの議論の中でも、長田委員から国民目線で分かりやすい言葉で伝えるようにという御意見を常々お寄せいただきまして、ある程度、相当複雑な制度になっていますので、正しく一人一人が理解するというのは困難ですけれども、利害関係のある各個人が、自分が次に何をすれば誰からどんな答えが得られるのかといったことについて誤解のないように努めていくことが望まれるものだとして理解しているところでございます。その点、個人の方からもそのような趣旨の御意見もお寄せいただいていたと思っております。

ほかにはいかがでしょうか。もしチャット欄がちょっと使いづらいということでありましたら、挙手の機能もございますので、御利用いただければと思います。

それでは、春日専門委員、よろしくお願いいたします。

【春日専門委員】

春日でございます。御丁寧な説明ありがとうございました。

今、主査からも御案内あったとおり、意見に対する回答は丁寧にいただいていると思いますので、その点についてはいいと思います。また全体としても、大枠については賛同の意見が多かったというふうに私自身も認識しましたので、その点では、方向性としてこのままお進めいただくということによいのではないかと思います。

ただ、やはり細かいところについて、多様な意見が確認できました。その意味では、恐らくこの制度の開始が初めてということもありまして、不安に思っている方が多いのかなというふうにも思いました。ただ、ここの部分は細かい指摘も含みますので、ガイドラインでもなかなか拾い切れない部分があるかと思います。その部分は実際に実行してみると不安も解消されていくという面もあるかと思いますので、可能な指摘はガイドライン等に取り入れていただいて、それでも不安が解消できない部分については、制度を施行しながら修正していく。その意味では、制度の実行は始まった段階だと、これで完成ということではなくて、また随時、修正していくものだということを感じましたので、その点の感想の表明をしたいと思います。

以上でございます。

【大谷主査】

貴重なコメントをいただきまして、ありがとうございます。不安に感じていらっしゃる事業者、それからまた、利用するという方、多くいらっしゃるものとお見受けしております。事務局からの御説明でも、PDCAIに関わる御意見が多数あったというふうに御説明いただいておりますけれども、やはり制度を動かしてみても、その制度がどのように機能しているか、あるいは機能できてないところがあるか、目詰まりはないかといったことについて検証を行い、評価をしながら、制度を必要に応じて見直していくという、PDCAIに関する御意見もたくさん寄せられておりましたので、今、春日専門委員から頂戴した御意見も含めて、ガイドラインに盛り込めるべき部分は盛り込みつつ、また、それが難しいようなものについても将来的な制度の改善などに生かしていくということで、事務局側の宿題ということになるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続けて、お二人から賛同の御意見を頂戴しているところですが、ほかの皆様、いかがでしょうか。

関口主査には一度は御発言いただきたいと思っておりますし、それから相田主査代理、すみません、顔を出していただいております。

【関口主査】

今回、意見を提出していたものに対する考え方としては、丁寧に対応しているというふうに思っておりますが、意見の中には、制度そのものに対する御要望の中で、競争関係のない状況を想定している制度設計に対して、競争関係と同じような配慮を求めるような御指摘も散見されまして、その点では、今後とも制度に関する説明というのはこれからも継続して求められるかなというふうに思っております。そんな印象を持ちました。

以上です。

【大谷主査】

御指名に応じて、関口主査から貴重な御意見を頂戴できましてありがとうございます。制度についての本質の理解が行き届くように考えたいと思います。

そして、相田主査代理からも顔を出していただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いします。

【相田主査代理】

私からも、非常に丁寧に考え方等をまとめていただいて、事務局には御礼申し上げたいと思います。

基本的には多くの方から御賛同いただけたという一方で、やはりこれから具体的に動き出すまでに、事業者の意見を丁寧に聞いてほしいとか、動き出してから適宜見直しを行ってほしいという御意見が多かったように思いますので、これからワーキンググループでもいろいろな算定式等々をやっていく中で、ぜひそのように進めさせていただきたいなというふうに思っております。

私からは以上でございます。

【大谷主査】

ありがとうございました。答申前に御発言いただくのを私がちょっとうっかりしたということもありまして、今後についての貴重な御意見をいただけて、大変ありがとうございます。

ます。

それでは、ほかの皆様、いかがでございますか。大丈夫でしょうか。特にチャット欄にも記載がないようですし、また、お手挙げもないようですので、それでは、意見交換の時間はここまでとさせていただきたいと思います。

それでは、考え方の案につきましては、どなたからも修正の御意見は出なかったと思いますので、ここに御提示いただいた考え方の案を私どもの委員会の考え方とさせていただきます。後日、三次答申（案）とともに電気通信事業政策部会のほうに報告することになります。

なお、考え方の案などで、時勢の手直しとか、あとは形式的な修正が必要になった場合は、私のほうに御一任させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【大谷主査】

ありがとうございます。

それでは、考え方等の見直しについては、御一任いただいたものとして、今後、進めさせていただきます。

それでは、事務局からの御連絡事項がございましたら、お願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。本日もありがとうございました。

大谷主査からも御説明がありましたとおり、本日御議論いただきました三次答申（案）及び提出された意見に対する考え方（案）の内容については、所要の手続を経まして、大谷主査から電気通信事業政策部会に御報告いただき、同部会で御審議いただく予定となっております。

また、本委員会の今後の日程につきましては、後日、事務局より御連絡申し上げます。以上です。よろしくお願いいたします。

【大谷主査】

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第55回情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会及び第12回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算

定等に関するワーキンググループの合同会合を終了いたしたいと思います。本日も貴重な時間、御参集いただきまして、ありがとうございました。

以上